

平成 29 年 4 月 26 日

各位

株式会社丸幸

代表取締役 渡邊 均

産業廃棄物の事業停止処分に関するお知らせとお詫び

この度、弊社は千葉県より廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき、下記の通り事業停止処分を受けることになりました。

本件を招いたことにつきまして深く反省するとともに、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

本件は下記に示す行政処分の理由となりますが、弊社としましてのここに至る経緯を以下にご説明を申し上げます。

今回の処分を極めて厳粛に受け止め、今後このような事態を招くことがないように、全社一丸となりコンプライアンスの更なる徹底と再発防止に取り組み、皆様からの早期の信頼回復に努めていく所存でございます。

記

1. 事業停止処分の内容

(1) 停止の対象となる事業の範囲

千葉県内の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の停止

千葉県内の産業廃棄物処分業の全部停止

一般廃棄物処理施設の使用停止

(2) 事業停止期間

平成 29 年 5 月 10 日から平成 29 年 6 月 8 日までの 30 日間

(3) 処分の内容

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法 12 条の 3 第 5 項違反（産業廃棄物管理票の虚偽記載）

本件は、当社が平成 28 年 6 月 7 日に排出事業者から受託した 4 m³（ドラム缶 16 本分）の特殊な廃プラスチック（以下 「廃プラ」）のうち、0.75 m³（ドラム缶 3 本分）について排出事業者より再生品若しくは R P F 燃料として出荷することを検討するためのサンプル品として扱うことの承諾を得たものでした。

それ故に排出事業者が管理票の返送を受ける前の段階でもあり、「廃プラ」0.75 m³は再生品サンプルとして保管すること、破碎処理の対象となっていないことを承知しており、管理票の虚偽記載の前提となる誤解は存在しないと認識していました。あくまで、このサンプルを再生品として利用できるかどうかの検討をする過程で記載が曖昧になってしまい、廃棄物とサンプルを区別せずに事実と異なる記載をし、管理票を排出事業者へ送付してしまったことにより法第 12 条の 3 第 5 項違反（管理票野の虚偽記載）に該当となります。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法 14 条の 2 第 3 項違反（変更届出義務違反）

① に記載した、再生品若しくは R P F 燃料として出荷することを検討するためのサンプルとしたドラム缶 3 本分（0.75 m³）の「廃プラ」を、飛散・流出の防止対策を施して中間処理場に隣接した車両置き場にコンテナに積み込み保管しておりました。しかし、このことが産業廃棄物の保管場所に関する事項に変更が生じたにも関わらず、変更の届出を行わなかったために法 14 条の 2 第 3 項違反（変更届出義務違反）に該当となります。

上記内容が、この度の処分の原因となります。本件は、弊社の管理体制が不十分であったこと、従業員教育が不足していたことが大きな要因であり心より反省をいたしております。本件は当社の管理体制の改善を促すものと真摯に受け止め、これを機に、当社の抜本的改革を行い再発防止に努めて参ります。この度は多くのお取引先様、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし誠に申し訳ございませんでした。

2. 今後の対応

- (1) 会社組織のチェック機能と巡視体制の強化
- (2) マニフェスト運用管理の徹底
- (3) 産業廃棄物管理体制の整備
- (4) 社員の指導教育
- (5) 顧問弁護士及び行政機関等への確認の徹底
- (6) 社内監査を通じた再発防止への取り組み

以上